

第7回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会

鹿児島労働局資料

働き方改革をめぐる動きについて

- 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（概要）
- 2 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（時間外労働関係）
- 3 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策（平成30年度）

1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（概要）

平成29年9月15日労働政策審議会答申

長時間労働の是正・柔軟な働き方がしやすい環境整備

① 労働基準法の一部改正

- ① 時間外労働の上限規制の創設
 - ▼ 新技術・商品の研究開発業務は適用除外
 - ▼ 建設業・自動車運転者・医師は5年、鹿児島・沖縄の製糖業は3年の猶予等の特例
- ② 中小事業主における月60時間超の時間外労働の割増賃金率(50%)の適用【平成34年4月1日施行】
- ③ 年次有給休暇の年5日の確実な取得
- ④ フレックスタイム制の清算期間の上限を3か月間に延長
- ⑤ 課題解決型提案営業等への企画業務型裁量労働制適用拡大
- ⑥ 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

② 労働安全衛生法の一部改正

- ① 新技術・商品開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度対象者への面接指導等の実施
- ② 産業医・産業保健機能の強化

③ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正

- ① 業務間インターバル設定の努力義務
- ② 企業単位での労働時間等設定改善企業委員会

同一労働・同一賃金の実現

④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正

- 派遣労働者に係る同一労働・同一賃金の実現（不合理な待遇の禁止等）

⑤ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正

- ① 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に変更
- ② 短時間・有期雇用労働者に係る同一労働・同一賃金の実現（不合理な待遇の禁止等）

⑥ 労働契約法の一部改正

- 有期契約労働者に係る不合理な労働条件の禁止に関する規定の削除

その他

⑦ 雇用対策法の一部改正

- ① 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に変更
- ② 多様な就業形態の普及・均衡待遇の確保、女性・育児介護を行う者、母子家庭・父子家庭の父母の就業促進、治療と職業生活の両立支援

⑧ じん肺法の一部改正

- 労働者の心身の状態の情報の適切な収集、保管、使用

※ 施行期日：平成31年4月1日
ただし、⑦は公布の日、①の②は平成34年4月1日



2 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（時間外労働関係）

平成29年9月15日労働政策審議会答申

1 中小事業主における月60時間超の時間外労働の割増賃金率（50%）の適用【平成34年4月1日施行】

- 中小企業も**月60時間超**の時間外労働に係る**割増賃金率を50%以上**
 - 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める（平成27年2月13日、労働政策審議会建議）
 - ・ **パイロット事業（実証実験）**の実施（平成28年度～29年度）
 - ・ **ガイドライン**を作成、荷主やトラック運送事業者に周知（平成30年度～）

2 時間外労働の上限規制の創設【平成31年4月1日施行】

- 時間外限度基準告示を法律に格上げし、**罰則**による強制力

		一般則	自動車運転業務
協定時間の限度	原則	月45時間、年360時間 （1年変形制は、月42時間、年320時間）	5年間猶予
	通常予見できない業務量の大幅な増加等の場合	休日労働を含み月100時間未満 休日労働を含み年720時間以内 原則を超える回数は年6回以内	
実労働時間の限度		休日労働を含み月100時間未満 休日労働を含み2～6か月平均で各80時間以内	適用しない 適用しない

【自動車運転業務の取扱い】（平成29年6月5日、労働政策審議会建議）

- 将来的には**一般則の適用**を目指す
- 5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進

3 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策（平成30年度）

○ 趣旨・目的

トラック運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっている。これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題が挙げられる。荷主はトラック運転者と雇用関係がなく、労働基準関係法令上の義務主体である「使用者」とはならないが、荷主の協力を得て手待ち時間等を削減しなければ、トラック運転者の長時間労働の改善を図ることはできない。

これまで、荷主及びトラック運送事業者が協力しながらトラック運転者の労働時間短縮を目指す実証実験（平成28・29年度委託事業）を行い、改善モデルの蓄積を図ったところであるが、その成果を業界全体に波及させていくため、

- ① 荷主及びトラック事業者に向けたハンドブック（仮称）、パンフレット、実証実験における好事例を紹介する動画等のコンテンツを作成するとともに、経営情報誌や経営者向けメールマガジンサービスに広告を掲載することにより、実証実験における改善事例や具体的な改善の進め方周知し、トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主及びトラック事業者の理解の向上を図る。
- ② 荷主及びトラック事業者に対して専門家によるコンサルティングを実施し、問題点の分析及び最適な改善モデルの適用を図り、トラック運転者の労働時間短縮に向けた取組を支援する（厚生労働省、国土交通省、公益社団法人全日本トラック協会が担当都道府県を分担し、全国47都道府県で実施する。）。

こうした対策により、トラック運転者の長時間労働を抑制することで、過重労働による健康障害を防止し、安全衛生の確保・向上等を図ることを目的とする。

① 周知用コンテンツの作成

○ 改善ハンドブック（仮称）の作成

フローチャートや事例集を盛り込み、課題の見極めや具体的な改善策の選択・実行に活用

○ 荷主向けパンフレットの作成

トラック運転者の労働時間短縮、取引条件の適正化に向けて、荷主が留意すべきポイントを解説

○ 実証実験の取組を動画で紹介

好事例を動画で紹介することにより、改善のイメージを具体化

○ 経営情報誌、経営者向けメールマガジンへの広告掲載

あらゆる業種の経営者に広く情報発信し、トラック運転者の長時間労働問題に対する理解を向上

② コンサルティングの実施

専門家のコンサルティングにより、これまでの実証実験の成果から最適な改善モデルを適用し、改善につなげる。

※ 厚生労働省予算では、16都道府県×1集団に対して実施

